

就学相談のしおり

みんなが笑顔でいきいきと
～令和7年4月新入学に向けて～



令和6年4月

目黒区教育委員会

～ 目 次 ～

目黒区の就学相談	1
I 就学までの流れ	2
II 就学相談について	
1 各学級の種別や学習・指導、支援の内容など	3
2 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害種と程度	4
3 就学相談の流れ	5
4 就学支援委員会開催予定一覧	7
◆ 難聴・言語通級指導学級入級支援委員会日程	8
◆ 目黒区における自閉症・情緒障害特別支援学級について	8
5 区立小・中学校の特別支援学級等	9
6 区立小・中学校の特別支援学級の通学区域等（令和6年4月現在）	10
7 区外の通級指導学級	11
8 東京都立特別支援学校の種別、通学区域等	11
◆ 都立特別支援学校の通学区域（令和6年4月現在）	
◆ 地域交流事業（副籍制度）	
9 国立・私立特別支援学校	12
III 転学相談について	13
IV 特別支援教室の入室・通級指導学級の入級について	13
V めぐろ学校サポートセンター 教育相談について	14
VI 小学校就学前ガイダンス事業について	14
VII 学校公開・学校説明会について	14
参考 中学校統合計画	15
添付 子育て 困ったときの相談窓口について	17
添付 医師診察記録（肢体不自由特別支援学級、自閉症・情緒障害特別支援学級就学相談申込用）	

目黒区の就学相談

障害のあるなしにかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」をめざし、障害や発達に遅れのある児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応え、能力や可能性を最大限に伸ばす、多様で柔軟な教育を行うことが、平成19年度から続く特別支援教育の基本理念です。

目黒区では、こうした観点から小学校、中学校への就学にあたり、子どもたちに必要な教育や支援について、保護者の皆様とともに考えていくことを大切にしております。

就学相談の場で、教育や医療、心理等の専門家が、保護者の方との面接やお子さんの行動観察を行った上で、障害の種類や発達の状況に応じ、お子さんの能力や可能性を最大限に伸ばすことに最も適した学びの場について検討し、一人ひとりに合った就学先や学びの場についての情報を教育委員会の意見として保護者の方にお伝えします。

就学相談は、お子さんの教育的ニーズ等に応じて、保護者とともに考え、最もふさわしい就学先を相談する場です。

〈就学相談の受付・問合せ先〉

目黒区教育委員会事務局 教育支援課 就学相談係

(目黒区総合庁舎 5階)

〒153-8573

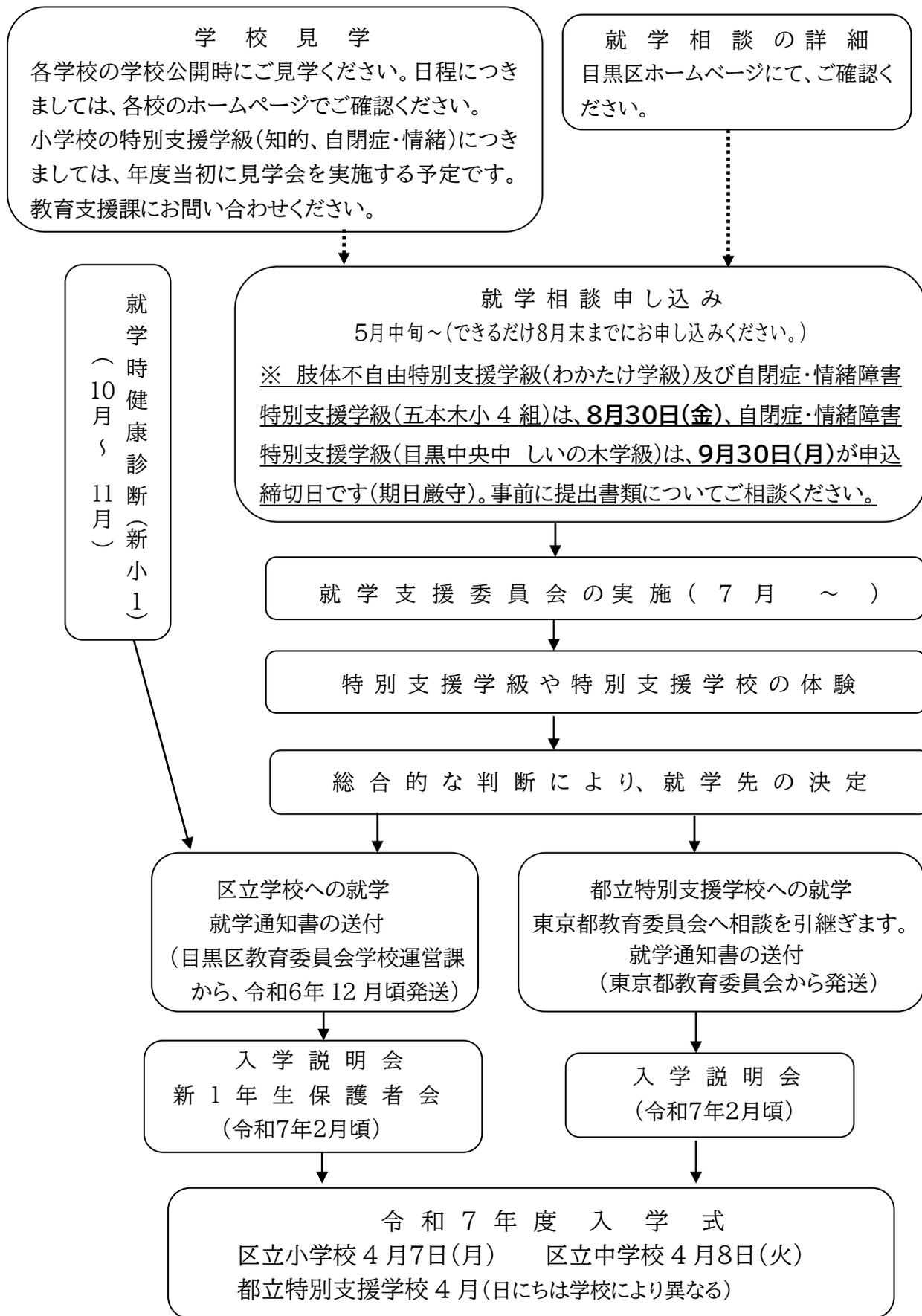
目黒区上目黒2-19-15

電話 5722-9305 (直通)

FAX 3715-6951

I 就学までの流れ

令和7年4月の就学までの流れは、次のとおりです。



Ⅱ 就学相談について

1 各学級の種別や学習・指導、支援の内容など

<通常の学級>

小学校の1学級の定員数は、1～5年生は35人、6年生は40人です。(令和7年度以降、全てが1学級35人以下になります。)通常の学級では、小学校の新1年生のクラスに「小1学級支援員」を4月から7月頃まで配置しています。また、学習面及び生活面での支援を必要とするお子さんのために特別支援教育支援員を配置し、お子さんや学級全体へ言葉かけや促し等の支援を行っています。入学後、学校での様子を観察し配置の時間等を決めていきます。

<小・中学校 特別支援教室 (在籍校内通級)>

全般的な知的発達に遅れのないお子さんで、通常の学級での学習におおむね参加でき、自閉症、学習障害、注意欠陥多動性障害、情緒障害により、一部特別な支援を必要とするお子さんを対象としています。各小・中学校に設置されている特別支援教室において、特別支援教室拠点校の教員が、お子さんの状態に応じた巡回指導を行っています。週8時間を上限として決められた曜日や時間に、個別や必要に応じて小集団での指導を行います。

<小学校 難聴・言語障害通級指導学級 (東根小学校への通級)>

東根小学校の「きこえとことばの教室」では、きこえ(聴力)の障害及びことば(言語)や発音に課題のあるお子さんに、一人ひとりの状態に応じた訓練や指導を行っています。

新1年生の入級は、就学相談係にお申込みいただきます。並行して、東根小学校での相談会において、基礎となる面談・検査を行っています。医師や言語の専門医等の面接は12月又は2月頃を予定しています。

<特別支援学級(固定学級)>

障害の種別ごとに分かれた少人数学級で、一人ひとりのお子さんの状況に合わせ、個別指導計画に基づいた指導を行っています。

目黒区では知的障害、肢体不自由、自閉症・情緒障害の学級を設置しています。知的障害特別支援学級は小学校に4学級、中学校に2学級設置しており、通学区域を定めています。肢体不自由特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級は区内小学校・中学校各1学級ずつ設置しています。

<特別支援学校(東京都立)(私立、国立については12ページ参照)>

特別支援学校は、障害種別や状況に合わせた施設設備や教材教具などが整備されており、専門的な指導を行っている学校です。十分な指導体制のもと、お子さんの一人ひとりの状況にあわせた個別指導計画を作成し、きめ細かい指導を行っています。小学部・中学部・高等部等があり、一貫した教育を行っています。小学部・中学部は1学級6名(重度・重複学級は3名)、高等部は1学級8名(重度・重複学級は3名)の定員です。

知的障害、肢体不自由児対象の特別支援学校は、スクールバスを利用して通学できます。視覚障害特別支援学校は、スクールバスや寄宿舎を利用ができる場合があります。視覚障害・聴覚障害対象の特別支援学校では、平成20年度から通級による指導も行っています。

2 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる障害種と程度

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導（※）
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの	【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱的状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱的状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの	病弱又は身体虚弱的の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの
言語障害者		口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症者		一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害者			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害者			一般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
多動性・注意欠陥障害者			年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
法等	学校教育法施行令22条の3	「756号通知」及び「1178号通知」	

※自閉症者、情緒障害者、学習障害者、注意欠陥多動性障害者については特別支援教室での指導の対象

※目黒区内に設置がない学級等があります。詳しくは9ページ以降をご確認ください。

3 就学相談の流れ

【相談受付】5月中旬～8月
(9月以降も受付可ですがお急ぎください)

申し込み締め切りがある学級

8月30日(金) 締め切り

・小・中学校 肢体不自由特別支援学級(わかたけ学級)

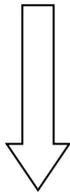
・小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級(五本木小学校4組)

9月30日(月) 締め切り

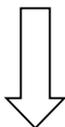
・中学校自閉症・情緒障害特別支援学級(目黒中央中しいの木学級) ※事前にご連絡ください。



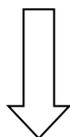
【書類提出】



【事前の行動観察】



【就学支援委員会】
7ページの日程参照



■就学相談の申込み(要来庁予約)

就学相談の受付の際には、お子さんの理解を深めるため、保護者の方に具体的な生活の状況について伺います。

電話にて来庁予約後に「就学相談票」など書類をお送りしますので、記入して相談受付時にご持参ください。

■通常の学級・特別支援学級・特別支援学校などの見学等について

見学については、学校公開の機会をご利用ください。

小学校の特別支援学級(知的障害学級、自閉症・情緒障害学級)につきましては、年度当初(6月頃)に見学会を実施する予定です。見学会は事前予約制ですので、就学相談係へお問い合わせください。

■就学相談に必要な書類の提出

- ・発達検査結果(教育支援課で受検することもできます。)
- ・医師診察記録(肢体不自由特別支援学級希望の方、自閉症・情緒障害特別支援学級希望の方のみ、冊子添付の様式をご提出ください。)
- ・身体障害者手帳や愛の手帳の写し(お持ちの方のみ)

■幼稚園、こども園、保育園、療育施設等からの資料の取り寄せについて

保護者から事前に同意をいただいた上で、就学相談の参考資料とするために、お子さんが通っている幼稚園・こども園・保育園・療育施設等から資料を取り寄せます。

■就学支援委員会委員による行動観察

幼稚園、保育園、療育施設、学校等で、お子さんの行動観察等を実施する場合があります。

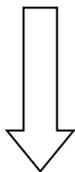
■就学支援委員会の実施

(医師診察・保護者面接・お子さんの行動観察等)

7ページの日程うち1回、保護者、お子さんとの面接等を行います。内容は、就学支援委員会委員(精神科医・小児科医、教育者、心理職等)による面接、お子さんの行動観察です。

就学支援委員会では、面接等の結果及び資料から、教育的ニーズに適した学級・学校について検討します。

【就学相談の結果の連絡】



■教育委員会の意見について

教育委員会は、就学支援委員会の結果を踏まえ、お子さん・保護者のご意向及び専門家の意見、その他の事情を総合的に勘案して、一人ひとりに合った就学先について意見をお伝えします。必要に応じて、面談も実施いたします。

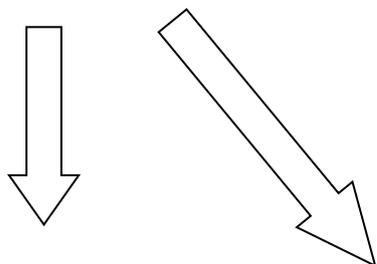
■特別支援学級や特別支援学校の体験について

希望により体験ができます。就学相談係にお申し込みください。但し、自閉症・情緒障害特別支援学級については、就学相談申込者を対象に、就学支援委員会の前に体験授業を実施する予定です。必ずご参加ください。

小学校：令和6年10月15日(火) 午後を予定

中学校：令和6年11月 7日(木) 午後を予定

【就学先の決定】



■就学先の決定

保護者が、通常の学級又は教育委員会の意見に基づく学びの場から就学先を選択します。就学先については可能な限り、お子さんや保護者のご意向ご希望を尊重し、教育的ニーズと必要な支援について、合理的配慮の提供も含めて、合意形成を行うことを原則とし、総合的な判断により教育委員会が決定します。

■区立学校への就学

(目黒区教育委員会)

- ・通常の学級
- ・通常の学級と特別支援教室
- ・通常の学級と通級指導学級
- ・特別支援学級(固定)

■特別支援学校への就学

(東京都教育委員会)

- ・都立特別支援学校(視覚、聴覚、知的、肢体不自由など)

※都立特別支援学校希望の方は、東京都教育委員会へ相談を引継ぎます。

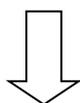
【就学通知書発送】 12月下旬～



■就学通知書の発送

目黒区教育委員会学校運営課学事係から、保護者に通知書が発送されます。都立学校の場合は、東京都教育委員会より発送されます。

【入学説明会】 2月



【入学】 4月

■就学支援シートの活用

「就学支援シート」は、小学校入学にあたって、何らかの配慮や支援が必要なお子さんの学校生活が、豊かで楽しいものとなるように、保護者と幼稚園・こども園・保育園及び療育機関等が共に作成するものです。小学校就学前に学校に引き継ぎたいことを伝えておき、お子さんが円滑に学校生活に入れるよう支援するものです。

就学するお子さんの誰もが活用することができます。3月上旬頃までに入学予定の小学校にご提出ください。

4 就学支援委員会開催予定一覧

令和7年4月入学予定の方を対象とした就学支援委員会の開催日です。教育委員会が指定したいずれかの日に、お子さんと保護者の方の面接や行動観察を実施いたします。

難聴・言語障害通級指導学級をご希望の場合は、必要に応じて下記の委員会にご出席頂いた後、難聴・言語障害通級指導学級入級支援委員会にご出席頂く場合がございます。

・申込締切日が設定してある学級があります。(期日厳守)提出書類については事前にご相談ください。

肢体不自由特別支援学級	わかたけ学級(小・中)	8月30日(金)
自閉症・情緒障害特別支援学級	五本木小 4組	8月30日(金)
	目黒中央中 しいの木学級	9月30日(月)

(1) 小学校

回数等	月 日	曜日	備考
第1回	7月 4日	木	
第2回	7月11日	木	
第3回	8月 1日	木	
第4回	8月29日	木	
第5回	9月19日	木	
第6回	9月26日	木	
第7回	10月 3日	木	肢体不自由特別支援学級 希望者
第8回	10月10日	木	
第9回	10月22日	火	自閉症・情緒障害特別支援学級 希望者 ※体験授業：令和6年10月15日(火)
第10回	10月31日	木	
第11回	11月21日	木	
第12回	12月12日	木	
第13回	12月19日	木	
第14回	令和7年1月16日	木	
第15回	令和7年1月30日	木	
第16回	令和7年2月20日	木	(予備)

(2) 中学校

回数等	月 日	曜日	備考
第1回	7月18日	木	
第2回	9月12日	木	
第3回	10月 3日	木	肢体不自由特別支援学級 希望者
第4回	11月12日	火	自閉症・情緒障害特別支援学級 希望者 ※体験授業：令和6年11月7日(木)
第5回	11月28日	木	
第6回	令和7年1月23日	木	(予備)

◆ 難聴・言語通級指導学級入級支援委員会日程

新1年生は下記2回の入級支援委員会を予定しています。在校生は、別日も設定しています。

回数	月 日	曜日	備考
1	令和6年12月 5日	木	東根小 きこえとことばの教室
2	令和7年 2月13日	木	東根小 きこえとことばの教室

◆ 目黒区における自閉症・情緒障害特別支援学級について

目黒区では、自閉症・情緒障害特別支援学級を小学校は五本木小学校（4組）、中学校は目黒中央中学校（しいの木学級）に設置しています。

多人数で生活することを苦手とする児童・生徒が、安心して学習できる少人数での学校生活を通して、以下2点のコミュニケーションに関する困難の改善を図ります。

- ① あいさつ等、他の人から働きかけがあったときの適切な対応方法を身につける
- ② 人に対する緊張や不安を緩和し、他の人に働きかける方法を身につける

目標：コミュニケーションに関する困難の改善を図ることで、進級や進学を機に通常の学級に学びの場を移していくことを目標としています。

対象：知的障害のない児童・生徒で次のいずれかに該当する方

- ア 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも
- イ 自閉症またはそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

学級編成：学級編成（1クラスの人数）は、他の特別支援学級と同じく、小・中学校のいずれも、1学級8名です。



※ 本学級が対象とする情緒障害者としての様態は「選択性かん黙」に限ります。
他傷行為等がある児童・生徒は、自閉症等あっても対象としておりません。

※ 教科等の内容は通常の学級と同じです。

※ 通常の学級では学ばない「自立活動」の時間が、小・中学校共にあり、通常の学級より学ぶ内容が多くなっています。このため、教科学習の進度が通常の学級と異なる場合があります。

5 区立小・中学校の特別支援学級等

〈区内の設置状況〉

種別	学校名	学級名等	所在地	電 話	
小 学 校	知的障害 (固定)	八雲小学校	3くみ	八 雲 2-5-1	3718-6306
		菅刈小学校	あすなろ学級	青葉台 3-3-26	3461-2569
		碑小学校	4くみ	碑文谷 1-18-2	3714-1594
		鷹番小学校	つくし学級	中央町 1-20-26	3714-2594
	肢体不自由 (固定)	油面小学校	わかたけ学級	中 町 1-5-4	3719-1694
	自閉症・ 情緒障害 (固定)	五本木小学校	4組	五本木 2-24-3	3711-8494
	特別支援教室 拠点校	中目黒小学校	すずかけ	中目黒 3-13-32	3711-7628
		五本木小学校	ゆりのき	五本木 2-24-3	3711-8494
		原町小学校	かしのき	原 町 2-18-12	3714-2794
		不動小学校	ゆずりは	下目黒 6-11-35	3714-3594
		中根小学校	さくら	緑ヶ丘 1-1-1	3718-4506
		宮前小学校	はなみずき	八 雲 3-13-21	3718-5506
		東山小学校	いちょう	東 山 2-24-25	3719-2694
難聴・言語 障害(通級)	東根小学校	きこえと ことばの教室	東が丘 1-20-1	3424-4511	
中 学 校	知的障害 (固定)	第八中学校(※)	E組	碑文谷 4-19-25	3714-4594
		大鳥中学校	6組	下目黒 3-23-18	3714-3694
	肢体不自由 (固定)	大鳥中学校	7組(わかたけ)	中 町 1-5-4	3714-3694
	自閉症・ 情緒障害 (固定)	目黒中央中学校	しいの木学級	中 町 2-37-38	3711-8394
特別支援教室 拠点校	第七中学校	つばさ	碑文谷 1-1-33	3714-3794	

※知的障害（固定）について、第八中学校は区立中学校統合の取組により、令和11年度を目途に現在の第十一中学校の場所の新校舎へ移転予定です。区立中学校統合の取組に関しては、16ページをご覧ください。

6 区立小・中学校の特別支援学級の通学区域等（令和6年4月現在）

〈小学校 知的障害特別支援学級（固定学級）〉

学級名	通学区域
八雲小学校 3くみ	南3丁目、平町、大岡山、中根、緑が丘、自由が丘、柿の木坂、八雲、東が丘
菅刈小学校 あすなろ学級	駒場、青葉台、東山、大橋、三田、上目黒1～3丁目・5丁目、中目黒1～4丁目・5丁目1～7・22・23番、目黒1～3丁目、下目黒1～3丁目
碑小学校 4くみ	目黒本町、原町、洗足、南1・2丁目、下目黒4～6丁目、碑文谷1～4丁目
鷹番小学校 つくし学級	上目黒4丁目、中目黒5丁目8～21・24～28番、五本木、祐天寺、目黒4丁目、中町、中央町、鷹番、碑文谷5～6丁目

〈小学校 肢体不自由特別支援学級（固定学級）〉

学級名	通学区域
油面小学校 わかたけ学級	区内全域

〈小学校 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）〉

学級名	通学区域
五本木小学校 4組	区内全域

〈小学校 特別支援教室拠点校及び巡回指導を行う学校〉

拠点校名	巡回指導を行う学校
中目黒小学校	下目黒小学校、中目黒小学校、田道小学校
五本木小学校	烏森小学校、五本木小学校、鷹番小学校、上目黒小学校
原町小学校	碑小学校、向原小学校、原町小学校
不動小学校	油面小学校、月光原小学校、不動小学校
中根小学校	大岡山小学校、緑ヶ丘小学校、中根小学校
宮前小学校	八雲小学校、東根小学校、宮前小学校
東山小学校	菅刈小学校、駒場小学校、東山小学校

〈小学校 難聴・言語障害通級指導学級〉

学級名	在籍する学校名
東根小学校 きこえとことばの教室	区内の全ての小学校

〈中学校 知的障害特別支援学級〉

学級名	通学区域
大鳥中学校 6組	駒場、青葉台、東山、大橋、三田、目黒、上目黒、中目黒、下目黒、祐天寺、中町1丁目・2丁目1～44番、五本木1丁目、目黒本町1丁目
第八中学校 E組（※）	上記以外の地域

〈中学校 肢体不自由特別支援学級〉

学級名	通学区域
大鳥中学校 7組（わかたけ）	区内全域

〈中学校 自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）〉

学級名	通学区域
目黒中央中学校 しいの木学級	区内全域

〈中学校 特別支援教室拠点校及び巡回指導を行う学校〉

拠点校	巡回指導を行う学校
第七中学校	区内の全ての中学校

7 区外の通級指導学級

弱視通級指導学級は、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするお子さんを対象としています。目黒区は弱視通級指導学級と中学校の難聴・言語障害通級指導学級を設置していません。そのため下記の表の大田区及び世田谷区が設置している通級指導学級への通級をお願いします（目黒区の就学相談及び自治体間での協議が必要です）。

学級種別	小学校又は中学校	学校名
弱視通級指導学級	小学校	大田区立東調布第三小学校 わかたけ学級
		世田谷区立笹原小学校 目の教室
難聴通級指導学級	中学校	世田谷区立駒沢中学校 聞こえの学級

8 東京都立特別支援学校の種別、通学区域等

種別	学校名	設置学部	所在地	電話
視覚障害	久我山青光学園	幼・小・中	世田谷区北烏山 4-37-1	3300-6235
	文京盲学校	高	文京区後楽 1-7-6	3811-5714
聴覚障害	大塚ろう学校	幼・小	豊島区巢鴨 4-20-8	3918-3347
	// 城南分教室	幼	大田区東六郷 2-18-19	5710-3043
	// 永福分教室	幼・小	杉並区永福 1-7-28	3323-8376
	中央ろう学校	中・高	杉並区下高井戸 2-22-10	5301-3034
知的障害	青山特別支援学校	小・中	港区南青山 2-33-77	3475-3922
	港特別支援学校	高	港区港南 3-9-45	3471-9191
	品川特別支援学校	小・中	品川区南品川 6-15-20	5460-1160
	田園調布特別支援学校	高	大田区田園調布 5-43-6	3721-6861
	(青島特別支援学校)	高	世田谷区池尻 1-1-4	3424-2525
	永福学園	高	杉並区永福 1-7-28	3323-1380
肢体不自由 病弱	光明学園	小・中・高	世田谷区松原 6-38-27	3323-8421

* () 内の学校の普通科は、目黒区が通学区域となっていない学校です。

◆都立特別支援学校の通学区域（令和6年4月現在）

知的障害特別支援学校の小・中・高（普通科）は、学区域が設定されています。

以下は、目黒区が学区となっている学校のみを記載しています。

学校名（小・中学部）	町名等	学校名（高等部）
青山特別支援学校	駒場、大橋、青葉台、上目黒、五本木、中央町、中町 中目黒、東山、三田、目黒、祐天寺、鷹番二、三	港特別支援学校
品川特別支援学校	東が丘、柿の木坂、八雲、中根、平町、南三、緑が丘 自由が丘、大岡山	田園調布特別支援学校
	上記以外	港特別支援学校

◆地域交流事業（副籍制度）

副籍制度とは、「都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度」のことです。

原則として都立特別支援学校の小・中学部に在籍する全ての児童・生徒が、居住地域の小・中学校を地域指定校として副籍をもつことになっています。

9 国立・私立特別支援学校

国立や私立の特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由）があります。国立・私立学校への入学に関しては、直接当該の学校にご相談ください。

種別	学校名	設置学部	所在地	電話
視覚	筑波大学附属視覚特別支援学校	幼・小・中・高・専	文京区目白台 3-27-6	3943-5421
聴覚	筑波大学附属聴覚特別支援学校	幼・小・中・高・専	市川市国府台 2-2-1	047-371-4135
知的	筑波大学附属大塚特別支援学校	幼・小・中・高	文京区春日 1-5-5	3813-5569
	東京学芸大学附属特別支援学校	幼・小・中・高	東久留米市氷川台 1-6-1	042-471-5274
肢体	筑波大学附属桐が丘特別支援学校	小・中・高	板橋区小茂根 2-1-12	3958-0181
自閉知的	筑波大学附属久里浜特別支援学校	幼・小	横須賀市野比 5-1-2	046-848-3441
聴覚	(私) 日本聾話学校	幼・小・中	町田市野津田町並木 1942	042-735-2361
	(私) 明晴学園	幼・小・中	品川区八潮 5-2-1	6380-6775
知的	(私) 愛育学園	幼・小	港区南麻布 5-6-8	3473-8319
	(私) 旭出学園	幼・小・中・高・専	練馬区東大泉 7-12-16	3922-4134

Ⅲ 転学相談について

障害や発達に遅れのあるお子さんが、より適切な教育を受けるため、「学びの場を変更」することができます。そのための相談が「転学相談」です。

区立小・中学校の通常の学級や特別支援学級に在籍している方、特別支援学校に在籍している方、いずれの学校・学級に在籍している方も対象となります。

通常の学級 ⇔ 特別支援学級 ⇔ 特別支援学校

※ 学びの場の変更をお考えの方は、就学相談係にご連絡ください。

■転学相談の流れ:就学相談に準じた方法で行っています。(5ページ就学相談の流れを参照)

お子さんの状況により、指定する就学支援委員会(7ページを参照)にご参加いただく場合がありますので、ご承知おきください。

他区市町村の特別支援学級に在籍していた児童・生徒が目黒区に転入する場合も、転学相談が必要となります。

■申し込み期限:随時、受け付けを行っています。

※肢体不自由特別支援学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級の転学は、就学相談の申し込み期限がありますので、ご注意ください。なお、自閉症・情緒障害特別支援学級の申し込み締め切り期限後に、自閉症・情緒障害特別支援学級へ転学を希望される場合は、翌年度の転学相談にお申し込みください。

※転学相談の受付をしてから、転学が許可されるまで時間を要することがあります。

早めに就学相談係までご連絡をお願いいたします。

4月から特別支援学級への転学を考えている方 → 12月中を目途

4月から特別支援学校への転学を考えている方 → 10月中を目途

Ⅳ 特別支援教室の入室・通級指導学級の入級について

特別支援教室またはきこえとことばの教室(通級指導学級)での指導を希望される場合は、以下ようになります。

■区立の小・中学校に在学している児童・生徒

在籍している学校の学級担任にご相談の上、在籍校を通じてお申込みください。

特別支援教室の入室判定は、小学校は年8回、中学校は年5回、きこえとことばの教室への入級判定は年4回行っています。

■新1年生で入学当初から入室希望の方

就学相談にお申し込みいただき、就学支援委員会に参加していただきます。

V めぐる学校サポートセンター 教育相談について

不登校や人間関係、学業、行動や性格、親子関係や子育て、知能や発達などの教育上の諸問題について、教育相談員（心理の専門職）がご相談に応じます。

■対象：目黒区在住・在園・在学の幼児・小学生・中学生・高校生（18歳まで）のお子さん本人とその保護者

■来室相談：直接面談により行います。電話にてお問い合わせください。（予約制）

電話 3712-4601 ファクシミリ 3715-2846

月曜日～土曜日（祝日・年末年始を除く。）午前9時から午後5時まで

■電話相談：電話での相談を行います。匿名で相談ができます。

電話 3710-6770 ファクシミリ 3715-2846

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く。）午前9時から午後5時まで

※ 発達検査のみの依頼での発達検査は実施していません。
相談員が面談する中で必要と判断した場合に実施しています。

VI 小学校就学前ガイダンス事業について

1 目的

幼稚園・こども園、保育園などと連携した、早期からの相談・支援により、就学先に関する情報提供や就学後の適切な支援につないでいきます。

2 事業内容

(1) 5月下旬から翌年2月までの期間で、医師、教育心理、心理の専門家が、相談を希望する園を訪問し、保護者や教職員からの相談をお受けします。

(2) 区の就学相談についてのリーフレット配布により、就学情報を提供します。

3 お申込み 在籍している園にてご相談ください。

4 担当 目黒区教育委員会事務局 教育支援課 特別支援教育係
(目黒区総合庁舎 5階)

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15

電話 5722-9322 (直通)

ファクシミリ 3715-6951

VII 学校公開・学校説明について

- ・日時等は、各校のホームページにてご確認ください。
日時が分からない場合は、学校に直接お問い合わせください。
- ・発熱や咳が出るなど体調不良の方は来校をお控えください。
- ・自転車等での来校はお控えください。
- ・持ち物・・・室内履き（スリッパ等）、靴袋、筆記用具

感染症等の状況により日時や内容が変更となる場合があります。また、在校生の保護者のみに公開される（一般公開なし）こともあります。

事前に各学校ホームページ又は学校に直接お問い合わせいただき、変更がないかをお確かめの上、ご参加ください。

参考 中学校統合計画

令和7年4月に目黒南中学校と目黒西中学校が開校します

目黒区教育委員会では、令和7年4月に、「目黒南中学校（第七中学校と第九中学校の統合）」、「目黒西中学校（第八中学校と第十一中学校の統合）」を開校し、目黒南中学校は令和10年4月、目黒西中学校は令和11年4月に、建て替えにより整備する新校舎に移転予定です。

	目黒南中学校 (第七中学校と第九中学校の統合)	目黒西中学校 (第八中学校と第十一中学校の統合)
新校 の位置	令和7年4月 現在の第七中学校の場所で開校 ※令和10年4月 現在の第九中学校の場所の新校舎へ 移転予定	令和7年4月 現在の第八中学校の場所で開校 ※令和11年4月 現在の第十一中学校の場所の新校舎へ 移転予定
通学 区域	現在の第七中学校・第九中学校の通学 区域 ※碑小学校、向原小学校、月光原小学 校、原町小学校の通学区域	現在の第八中学校・第十一中学校の通学 区域 ※大岡山小学校、緑ヶ丘小学校、中根小学校 の通学区域
ウェブ サイト	目黒南中学校の開校に向けた取組 https://www.city.meguro.tokyo.jp/gakkoutougou/kosodatekyouiku/gakkoukyouiku/megurominami_kaikouivunbi.html 	目黒西中学校の開校に向けた取組 https://www.city.meguro.tokyo.jp/gakkoutougou/kosodatekyouiku/gakkoukyouiku/meguronishi_kaikouiyunbi.html 
	目黒南中学校の新校舎整備 https://www.city.meguro.tokyo.jp/kosodatekyouiku/gakkoukyouiku/tougou/minami-kousya/index.html 	目黒西中学校の新校舎整備 https://www.city.meguro.tokyo.jp/kosodatekyouiku/gakkoukyouiku/tougou/nishi-kousya/index.html 

※開校に向けた取組や新校舎整備の取組については、区公式ウェブサイトにて随時お知らせしています。

○特別支援教室「つばさ」(拠点校)

第七中学校に設置している特別支援教室「つばさ」(拠点校)は、目黒南中学校に引き続き設置します。

○特別支援学級E組(知的障害学級)

第八中学校に設置している特別支援学級E組(知的障害学級)は、目黒西中学校に引き続き設置します。

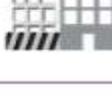
※新校舎の移転に合わせて、**通学区域の検討・見直し**をする予定です。

また、通学区域外の特別支援学級(大鳥中学校6組)への就学や転学については、客観的かつ合理的な理由がある場合には、個別に対応していきます。

○学年ごとによる統合の影響時期(目黒南中学校:第七中学校と第九中学校の統合)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度
お子様の学年 (令和6年度)	中3	中3				
	中2	中2	中3			
	中1	中1	中2	中3		
	小6		中1	中2	中3	
	小5			中1	中2	中3
	小4				中1	中2
	小3					中1
第七中学校校地	第七中学校 	統合		新校開校(既存校舎) 	令和10年4月	
第九中学校校地	第九中学校 	統合		建て替え工事 	新校舎 	

○学年ごとによる統合の影響時期(目黒西中学校:第八中学校と第十一中学校の統合)

		令和6(2024)年度	令和7(2025)年度	令和8(2026)年度	令和9(2027)年度	令和10(2028)年度	令和11(2029)年度
お子様の学年 (令和6年度)	中3	中3					
	中2	中2	中3				
	中1	中1	中2	中3			
	小6		中1	中2	中3		
	小5			中1	中2	中3	
	小4				中1	中2	中3
	小3					中1	中2
	小2						中1
第八中学校校地	第八中学校 	統合		新校開校(既存校舎) 	令和11年4月		
第十一中学校校地	第十一中学校 	統合		建て替え工事 	新校舎 		

＜南部・西部地区の区立中学校の統合に関する問い合わせ先＞
目黒区教育委員会事務局 学校統合推進課
電話 5722-9301 (直通)

子育て 困った時の相談窓口

7
 <ひとり親家庭・ホームヘルプサービス>
 小学校6年生以下の児童を扶養して児童育成手当を受給している方が対象。
 ・子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係
5722-9862

0 子育て支援課利用者支援係 **5722-9596**
 <子育て総合相談窓口>
3715-2641 (相談専用)
 <子ども相談室>
 めぐる はあと ねっと **0120-324-810 (相談専用)**
 (水~土)午前10時~5時

7<障害児のショートステイ>
 障害者支援課
5722-9850、9851
 ・心身障害者センターあいアイ館
 緊急一時保護 (必要最小限日数)
 親の休養等による
 ショートステイ(3泊4日程度)
 ・東が丘障害福祉施設
 (あじさいホーム)
 ※あいアイ館と同様日数
 ・たんぼぼの会 碑文谷
 緊急一時保護 (必要最小限日数)
 ・たんぼぼの会 池尻
 ショートステイ (1泊~3泊)
5722-1858

7<18歳未満の児童>
 ・品川児童相談所 **3474-5442**

7
 <子どものショートステイ>
 ・児童養護施設 目黒若葉寮
 短期間(7日以内)宿泊での預かり
 利用前に施設見学をお願いします。
 障害の程度によっては利用できないこともあります。
 ・子ども家庭支援センター事業係
5722-6836



7保護者が一時的に子どもの面倒を見られないときはどうすれば良い?
 病気・出張・出産など

7
 <緊急一時保育>
 保護者が病気や出産で入院したり、看護等で急に乳幼児の保育ができなくなった場合に、区立保育所で一時的に保育します。
 (診断書等の期間、最長2か月以内)
 ・保育課 保育施設利用係
5722-9868

6
 <障害児・者の就労相談>
 ・障害者支援課
 身体障害者相談係
 知的障害者相談係
5722-9850、9851
 ・NPO法人目黒障害者就労支援センター
 (利用は15歳以上)
5794-8180

5
 障害児の放課後の居場所
 ・子育て支援課 児童館 ※裏面参照
 児童館障害児対応事業 (あそびのつどい)
 ・NPO法人 ふれんず **3793-1871**
 ・放課後等デイサービス 小学1年~高3まで
 びりいぶ **5721-6198**
 めぐるアフタースクール **6712-2455**
 その他民間施設について
 障害者支援課身体障害者相談係 **5722-9850**
 障害者支援課知的障害者相談係 **5722-9851**
 障害者支援課発達支援係 **5722-9510**

1
 ・保健予防課 **5722-9504**
 ・碑文谷保健センター **3711-6447**
 ・発達障害支援拠点ぽると **6412-7151**
 ・東京都品川児童相談所 **3474-5442**
 ・目黒区児童発達支援センター「相談支援ひまわり」
3792-6691
 ・ふれんず **3793-1871**
 ・相談支援ガブリエル **080-7381-0369**
 ・たんぼぼの会 相談支援 **6412-8372**
 ・アトリエそうだん **6452-2946**

1子どもの成長・発達・サービスについての相談



2育児相談

3
 1 18才以下の子どもの教育・発達についての相談
 2 何らかの支援を必要とする児童・生徒の就学・転学などの相談

5放課後の過ごし方は?

4仕事等により学校などの送迎ができない他 各種相談

2 子育て支援課
 ・各児童館・学童保育クラブ 子育て相談
 ・区立保育園 子育て相談、身体測定、体験保育
 ・各私立保育園 子育て相談、体験保育
 子育てふれあいひろば
 ・ほ・ねっと ひろば **5722-9596**
 ・上目黒住区センター児童館 **3793-1251**
 ・菅刈保育園 **3462-0886**
 ・第二上目黒保育園 **3719-8658**
 ・原町保育園 **3712-5178**
 ・八雲保育園 **3718-4244**
 ・第二ひもんや保育園 **3713-8077**
 ・目黒保育園 **3779-1386**
 ・小さい花の家 (双葉の園保育園) **080-6693-8787**
 ・なのはなひろば (油面ちとせ保育園) **6452-3320**
 ・子育てサロンココロ **6421-1122**
 ・アソシエおおはしベビーラボ **6407-9101**
 ・アソシエとりつだいベビーラボ **6459-5835**
 ・民生委員・児童委員
 ・主任児童委員
 ・保健予防課・碑文谷保健センター
5722-9504 3711-6447

3
 1 めぐる学校サポートセンター
 来室教育相談 **3712-4601**
 電話教育相談 **3710-6770**
 2 教育支援課就学相談係 **5722-9305**
 ・各小学校・中学校 (各特別支援学級)
 ・東京都立特別支援学校
裏面参照

4
 目黒区の移動支援事業 (通学介助)
 ・障害者支援課
 身体障害者相談係 **5722-9850**
 知的障害者相談係 **5722-9851**
 育児支援サービス
 (保育園・幼稚園・学童保育クラブの送迎・外出のつきそい・子守など育児支援サービス)
 保育園・幼稚園等への送迎とその前後の保育
 学校の放課後や学童保育クラブ終了後の保育
 ・公益社団法人シルバー人材センター **3793-0181**
 ・社会福祉協議会ファミリーサポートセンター **3714-9047**

〈就学相談受付・問合せ先〉

目黒区教育委員会事務局 教育支援課 就学相談係

(目黒区総合庁舎 5階)

〒153-8573

目黒区上目黒2-19-15

電 話 5722-9305 (直通)

ファクシミリ 3715-6951